



芸術家の安心して芸術・芸能に従事する ための芸能従事者保護法の必要性

表現の多様性－韓国的事例から

2023年2月20日

日本芸能従事者協会専門研究員・東洋大学兼任講師
桔川純子

文化の民主化から文化民主主義へ

- 大韓民国憲法第22条 ①全ての国民は学問と芸術の自由を有する
 ②著作者・発明家・科学技術者と芸術家の権利は 法律により保護する

文化芸術関連法制度	
文化芸術の 保護・振興	文化基本法 文化芸術振興法 文化多様性の保護と増進に関する法律 文化芸術教育支援法 地域文化振興法 地方文化院振興法
文化産業の振興	文化産業振興基本法 工芸文化産業振興法 大衆文化芸術産業発展法
文化芸術活動の環 境整備	芸術家福祉法 障害芸術家文化芸術活動の支援に関する法律 芸術家の地位及び権利の保障に関する法律

※「芸術家」の韓国語原文は「芸術人」

文化多様性の保護と増進に関する法律

文化多様性の保護と増進に関する法律(略称:文化多様性法)
[施行 2020.12.10.] [法律第17406号、2020.6.9.、一部改正]

【法律の主な内容】(15の条項で構成)

- ユネスコ条約に基づく「文化多様性」および「文化的表現」の定義
- 文化的多様性を保障するための国と地方自治体の責務
- 文化多様性増進および保護基本計画樹立・施行
- 首相所属文化多様性委員会設置
- 協約に基づくユネスコ国家報告書の作成・提出
- 文化多様性の実態調査および年次報告
- 文化多様性の日の指定
- 文化多様性保護と増進のための支援

所管:文化体育観光部(文化政策課)

文化多様性法成立の背景

2005年 第33回ユネスコ総会において採択された

・韓国は文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約(文化多様性条約)を批准し、2010年7月に正式発効

- ・韓流など、文化の多様性をもって、国際社会に寄与できるようにする
- ・経済的な格差、マイノリティへの差別、地域格差などを解消するような包摂的な社会をつくる
- ・移住労働者、留学生、移民が増加しているが、文化共存の認識がヨーロッパの先進国に比べて低い(2012年国民多文化受容性指数調査の結果)

※韓国の人口:5,174万人、外国籍住民人口 213万人(2021年)



ビジョン2030年文化市民都市ソウル

2030年へのビジョン

市民には
 文化が日常である
 都市

芸術家には
 文化で生活ができる
 都市

観光客には
 文化が魅力である都市

排除から包摂へ

【文化ヌリカード】
 生活の質の向上と文化格差の緩和のため、脆弱階層を対象に配布(2022年：年間10万ウォン)文化芸術、国内旅行、体育活動に使用可

※ヌリは、韓国語で「享受する」の意味



地方自治体の取り組み

ソウル特別市芸術家福祉増進に関する条例[施行2019.9.26.]

[ソウル特別市条例第7330号、2019.9.26.、一部改正]

第1条(目的)この条例はソウル特別市に居住する芸術家の福祉増進を通じて芸術家の創作活動を増進し、文化芸術発展に寄与することを目的とする。

第2条(定義)：「芸術家」の定義

第3条(市長の責務)

第4条(芸術家福祉増進基本計画の樹立)

第5条(施行計画の樹立・施行) 第5条の2(計画の報告)

第6条(実態調査)

第7条(芸術家福祉増進事業等)

第8条(芸術家福祉増進委員会)

第9条(不公正被害相談センター)

第10条(協力システム構築)構築することができる。

第11条(事務の委託)

第12条(施行規則)

附則

※「芸術家」の原文韓国語標記は「芸術人」